

ペットフード販売士 表記および PR 規程

ペットフード販売士認定委員会

ペットフード販売士表記および PR 規程

本規程は、一般社団法人ペットフード協会(以下、「本協会」という。)の運営するペットフード販売士認定資格を取得した者または取得した者が在籍し所属する団体・企業が使用する「ペットフード販売士」(以下、「本資格」という。)表記および PR に関する規程である。

(目的)

第1条 本資格の表記使用および PR は、本規程を正しく運用することにより、ペットフード販売士認定資格を取得したこと、もしくは資格取得者が在籍していることを証明する目的とし、製品の品質やサービスおよび表示等の正当性を保証するものではない。

(使用資格の付与)

第2条 本資格の表記使用および PR は、当協会が認定する所要のカリキュラム(講習等)を終了して、試験において所定の知識を取得したことが確認された者もしくは取得した者が在籍し所属する団体・企業にのみ、使用資格を付与するものとする。

(使用条件)

第3条 本資格の表記使用および表現は、製品の品質やサービスおよび表示等の正当性を保証するものではない為、以下の各号の何れかに該当する場合のみ、本資格の表記を使用することができる。

- (1) ペットフード販売士を取得したことを履歴書等へ表記する場合
- (2) ペットフード販売士を取得したことを証明する目的として名刺や名札等へ表記する場合
- (3) ペットフード販売士が在籍している旨を以下へ表記または表現する場合
 - ① ホームページ等のWEBサイトへの表記
 - ② 店頭や病院等での案内サイン
 - ③ チラシおよび広告等ポップを含む販促物への表記
 - ④ TV・ラジオ・VTR 等での音声案内の表現
- (4) 前二号の他、本協会の事前確認を得た場合

(使用改善要求)

第4条 使用者が、本規程(使用規定細則を含む。)に定める事項の何れかに抵触しているときは、本協会は当該使用者に対し、使用の改善を求めることができる。

(使用差止)

第5条 使用者が次の各号の何れかに該当するときは、当該使用者に対し、1 ヶ月以上 1 年以内の期間を定めて、本資格の表記使用の全部又は一部を差し止めることができる。

- (1) 前条の使用改善要求に従わないとき
 - (2) 使用者が法令違反により処分を受けたとき
 - (3) 使用者が本協会の信用を著しく損ねたとき
- 2 使用者がペットフード販売士認定資格を喪失したときは、喪失理由の如何を問わず、資格喪失日以後、本資格の表記を使用してはならない。

(使用責任)

第6条 本資格の表記使用は使用者が任意に行うものとし、使用に係る費用は使用者が負担する。

- 2 本協会は、本資格の表記使用および表現の改善または使用差止に伴って生じる一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第7条 本規程に定めのない事項及び疑義が生じたときは、新資格制度認定実行委員会の議決を経て決定する。

附則

本規程は、2012年8月1日より施行する。

「ペットフード販売士」表記使用および表現規程細則

本資格の表記使用および表現には規程が設けられています。本書の内容をよく理解し、遵守してください。

■使用条件 第3条(2)を適応した場合

本資格を取得した本人が名刺や名札等へ記載する際には下記の指定表記を使用してください。下記の何れか以外の表記に関しては、当協会での確認が必要です。

<日本語指定表記>

一般社団法人ペットフード協会認定 ペットフード販売士
ペットフード販売士

<英語指定表記>

Petfood Sales Adviser

<使用例>

 一般社団法人 ペットフード協会	一般社団法人ペットフード協会認定 ペットフード販売士 犬山 猫子
	一般社団法人ペットフード協会 〒101-0041東京都千代田区神田須田町2-3-16 千代田パリオンビル9F TEL 03-3526-3212 FAX 03-3526-0270 E-mail:info-pro@petfood-kentei.jp http://www.petfood.or.jp/

 一般社団法人 ペットフード協会	Pet food Sales Adviser Nekoko Inuyama
	JAPAN PET FOOD ASSOCIATION 9th Floor, Chiyoda Pavilion Bldg, 2-3-16 KandaSudacho, Chiyoda-ku, Tokyo 101-0041 JAPAN TEL+81-03-3526-3212 FAX +81-03-3526-0270 E-mail:info-pro@petfood-kentei.jp http://www.petfood.or.jp/

「ペットフード販売士」表記使用および表現規程細則

本資格の表記使用および表現には規程が設けられています。本書の内容をよく理解し、遵守してください。

■使用条件 第3条(3)を適応した場合

POP等の販促物へ記載する際や TV・ラジオ・店頭 VTR 等での音声案内で表現する際はペットフード販売士が在籍している旨を掲載または表現してください。また、WEB サイト等へ掲載する際には指定画像を使用してください。
資格名称単体の表記は禁止とします。

<使用例>

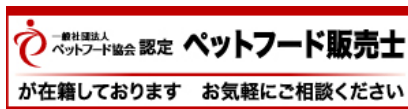
当店(当院、当社)には**ペットフード販売士**が在籍しております。

当店(当院、当社)には**一般社団法人ペットフード協会認定 ペットフード販売士**が在籍しております。

<WEBサイト掲載用 指定画像>

バナーとして使用する際のリンク先：<http://petfood-kentei.jp/pro/>

●指定画像



※上記指定画像は当会ホームページ(<http://petfood-kentei.jp/pro/>)より画像保存を行ってください。

「ペットフード販売士」表記使用禁止例

■使用禁止例

本資格の表記使用および表現は、製品の品質や表示およびサービス等の正当性を保証するものではありません。
また、商品パッケージへの掲載を禁止とします。
誤用のないように代表的な禁止例を示しましたので、参考としてください。

●事実であっても優良誤認となる虞がある表現をしてはいけない

~~ペットフード販売士~~が在籍し 安心・安全な商品(サービス)を提供しています。

~~ペットフード販売士~~が企画した商品(サービス)です。

●第3条(1)以外で本資格名称単体の表記をしてはいけない

~~ペットフード販売士~~

~~ペットフード販売士~~

~~ペットフード販売士~~

~~ペットフード
販売士~~

~~ペットフード
販売士~~